

【事業主・被保険者の皆様へ】

## 本年10月、政管健保は「協会けんぽ」に変わります



(シンボルマーク)

健康保険(政府管掌健康保険)については、現在、国(社会保険庁)で運営していますが、平成20年10月1日から新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

### 協会設立で変わります。

- ▶ 協会は、非公務員型の法人として新たに設立される保険者であり、職員は公務員ではなく民間です。民間のノウハウを積極的に採り入れ、事業主・被保険者の皆様のご意見をお聴きしながら、サービスの向上や業務改革を進めていきます。

### 被保険者証は引き続き使用できます。

- ▶ 従前から政府管掌健康保険に加入されている方については、順次、新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了するまで現在お持ちの被保険者証(※)は引き続き医療機関等で使用できます。なお、10月1日以降に新たに協会けんぽに加入された方に対しては、協会から新たな被保険者証が発行されることとなります。

(※)高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等も同様です。

### 保険給付の内容は変わりません。

- ▶ 医療機関の窓口での自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、傷病手当金などの現金給付の額や支給要件など、健康保険の給付の内容は、協会設立後もこれまでと変わりません。

#### ◆ 各種申請等の窓口はこうなります ◆

窓口の場所等が変わる場合がありますので、ご理解、ご協力よろしくお願ひいたします。

《詳しくは裏面をご覧下さい》

適用・徴収関係

健康保険の加入や保険料の納付等に関する手続



社会保険事務所  
(これまでと同様)

給付関係

健康保険の給付や任意継続等に関する手続



協会の各都道府県支部

※10月以降の具体的な窓口の場所やお問い合わせ先については、各種広報を通じてお知らせをしていきます。

全国健康保険協会に関する詳細については、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)及び社会保険庁のホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)をご覧ください。

厚生労働省・社会保険庁

## 協会けんぽに関するQ & A

### Q1. 協会の行う業務は？

- ▶ 全国健康保険協会は、健康保険の保険者として、被保険者証の発行、保険給付、レセプト(診療報酬明細書)の点検、健診や保健指導等の保健事業などを実施します。
- ▶ なお、健康保険への加入や保険料の納付の手続については、従来と同様、社会保険事務所(社会保険庁)において、お勤めの会社(事業所)を通じて、厚生年金の手続とあわせて行います。(ただし、会社を退職後も継続して任意で加入される方(任意継続被保険者)の手続は、協会で行います。)

### Q2. 健康保険の給付等の申請窓口や保険料の納付先はどうなるの？

- ▶ 健康保険の加入や保険料の納付の手続は、従来と同様、最寄りの社会保険事務所(社会保険庁)において、お勤めの会社(事業所)を通じて行います。
- ▶ 傷病手当金等の健康保険の給付や任意継続等に関する申請の受付や相談は、協会の各都道府県支部で行いますが、職員の巡回等により、社会保険事務所等に窓口を設けることも検討中です。具体的な窓口の取扱いについては、今後、各種広報を通じてお知らせをしていきます。なお、健康保険の申請や届出は、来所していただかなくとも、郵送で行うことができます。

### Q3. 保険料はどうなるの？

- ▶ 本年10月の協会設立時の健康保険の保険料率は、9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率(8.2%)が適用されます。
- ▶ なお、協会において設立後1年以内に、事業主・被保険者が参画する運営委員会や各都道府県の評議会の意見をお聴きました上で、都道府県別の保険料率を設定することとなります。この場合、年齢構成の高い県ほど医療費が高くなったり、所得水準の低い県ほど同じ医療費でも保険料率が高くなることから、年齢構成や所得水準の違いは都道府県間で調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定することとなっています。また、都道府県別保険料率への移行に当たり、保険料率が大幅に上昇する場合には激変緩和措置を講ずることとなっています。

※「協会けんぽ」は「全国健康保険協会管掌健康保険」の愛称であり、シンボルマーク(  )とともに、公募により選定されました。

## 【任意継続被保険者の皆様へ】

## 本年10月、政管健保は「協会けんぽ」に変わります



(シンボルマーク)

健康保険(政府管掌健康保険)については、現在、国(社会保険庁)で運営していますが、平成20年10月1日から新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。皆様のご理解をよろしくお願ひいたします。

## サービスや業務改革をさらに進めます

- 協会は、非公務員型の法人として新たに設立される保険者であり、職員は公務員ではなく民間です。民間のノウハウを積極的に採り入れ、事業主・被保険者のご意見をお聴きしながら、サービスの向上や業務改革を進めていきます。

## 被保険者証は引き続き使用できます。

- これまで政府管掌健康保険に加入されている方は、順次、新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了するまで現在の被保険者証(※)は引き続き医療機関等で使用できます。なお、10月1日以降加入された方には、新たな被保険者証が発行されます。
- (※)高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等も同様です。

## 保険給付の内容は変わりません。

- 医療機関の窓口での自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、出産一時金などの現金給付の額や支給要件など、健康保険の給付の内容は、これまでと変わりません。

## ◆ 任意継続被保険者の皆様へのお知らせ ◆

## 10月分の保険料の納付書に関するお知らせ(重要)

10月分以降の保険料の納付書は、協会から送付させていただくこととなります。(裏面をご参照)  
10月分の保険料の納付書の送付時期は通常より遅くなることもありますので、10月分のみ納付期限を10月15日に延長することとしています。(なお、11月分以降はこれまでどおり毎月10日です)

## その他のお知らせ

- 皆様の任意継続被保険者の資格は協会に引き継がれますので、特に新たな手続きは必要ありません。
  - 10月以降、住所変更など任意継続に関して手続きが必要な場合は、協会の各都道府県支部で行うこととなります。
- 《保険料の納付方法》
- 10月分以降の保険料は、コンビニエンスストアで24時間納付が行えるほか、一部の銀行のATM、インターネットによる電子納付を行うことができます。また、ゆうちょ銀行(郵便局)等の一部の金融機関では窓口での納付が行えますが、その他の金融機関では窓口での納付は行えません。(支部の窓口での現金納付は原則として取り扱いません)  
※取扱いを行うコンビニエンスストア、金融機関については、10月分の納付書の送付にあわせて、お知らせいたします。

## 《保険料の前納》

- 9月末までに社会保険事務所で手続きを行った10月以降の保険料の前納分については、協会に引き継がれます。(特に手続きは必要ありません)

## 《口座振替》

- 保険料の口座振替をご希望の方は、10月以降、手続きを行っていただければ口座振替を行うことが可能となります。

全国健康保険協会に関する詳細については、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)及び社会保険庁のホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)をご覧ください。

厚生労働省・社会保険庁

## 協会けんぽに関するQ&A

### Q1. 協会の行う業務は？

▶全国健康保険協会は、健康保険の保険者として、被保険者証の発行、保険給付、レセプト（診療報酬明細書）の点検、健診や保健指導等の保健事業などを実施します。任意継続被保険者の皆様の手続きも全国健康保険協会で行います。

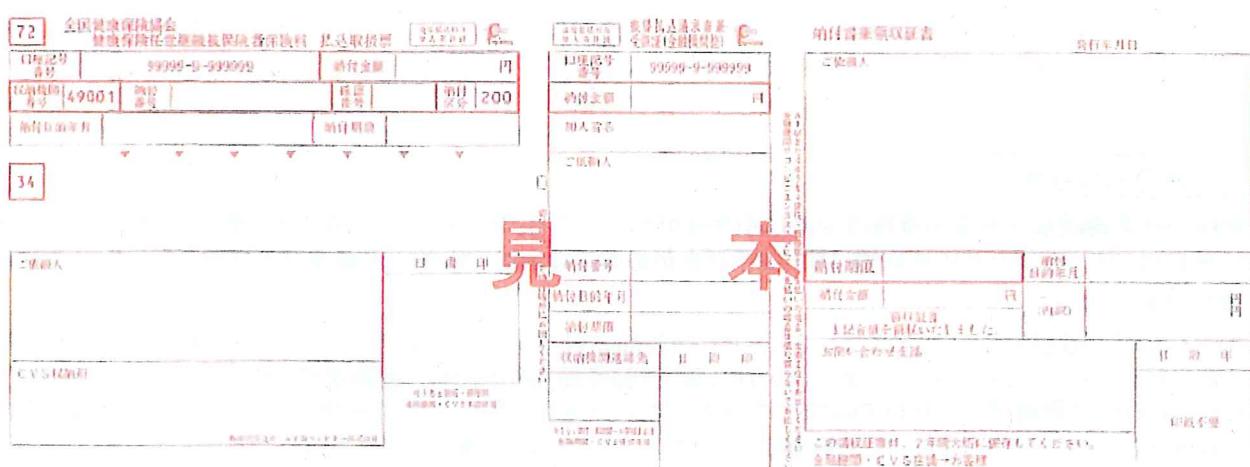
### Q2. 健康保険の給付等の申請窓口はどうなるの？

▶任意継続被保険者の住所変更等の手続きや出産一時金等の健康保険の給付の申請は、協会の各都道府県支部で行います。また、職員の巡回等により、社会保険事務所等に窓口を設けることも検討中です。具体的な窓口の取扱いについては、今後、各種広報を通じてお知らせをしていきます。なお、健康保険の申請や届出は、来所していただかなくとも、郵送で行うことができます。

### Q3. 保険料はどうなるの？

▶本年10月の協会設立時の健康保険の保険料率は、9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率（8.2%）が適用されます。  
▶なお、協会において設立後1年以内に、事業主・被保険者が参画する運営委員会や各都道府県の評議会の意見をお聴きした上で、都道府県別の保険料率を設定することとなります。この場合、年齢構成の高い県ほど医療費が高くなったり、所得水準の低い県ほど同じ医療費でも保険料率が高くなることから、年齢構成や所得水準の違いは都道府県間で調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定することとなっています。また、都道府県別保険料率への移行に当たり、保険料率が大幅に上昇する場合には激変緩和措置を講ずることとなっています。

◆本年10月以降、協会から送付させていただく納付書はこちらです◆



※「協会けんぽ」は「全国健康保険協会管掌健康保険」の愛称であり、シンボルマーク( )とともに、公募により選定されました。

お問合せ先は、社会保険事務局や最寄りの社会保険事務所まで。本年10月以降は、全国健康保険協会の都道府県支部までお願いします。連絡先等については社会保険庁のホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)まで。